

令和 7 年 1 月 1 6 日
松戸市監査委員決定

令和 7 年度監査等年間計画

1 基本方針

監査委員は、地方自治法に基づき設置された独立の執行機関として、市民の負託を受けて公正不偏の立場から監査等を行い、公正で合理的かつ効率的な行財政運営の確保を責務としていることから、公正で市民に信頼される市政運営の推進に資するため、松戸市監査基準及び次の基本方針に基づいて実効性のある監査等を実施する。

- (1) 市の事務事業について、合規性・正確性の観点のもとより、「当該事務事業が最少の経費で最大の効果を挙げているか」、「所期の目的を効果的に達成しているか」という、経済性、効率性かつ有効性の観点にも着眼して監査等を実施する。
- (2) 監査等の実効性を確保するため、違法、不正の指摘にとどまらず事務事業の改善、適正化に資するよう改善措置のフォローアップを強化し、指導に重点を置いた監査等を実施する。また、内部統制の整備状況及び運用状況を考慮した上で、監査等の対象に係るリスクを識別し、想定されるリスクに対応した効率的かつ効果的な監査等を実施する。
- (3) 監査結果は全庁に周知し、自主的な改善を促すとともに、行財政運営の適法性・妥当性に関して、市民への説明責任を果たすため、ホームページの効果的な活用などにより、市民に分かりやすく情報を発信する。
- (4) 決算審査における定期監査や例月現金出納検査との連携、定期監査における行政監査との連携など、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、より効率的に監査等を実施する。

2 各監査等の実施方針

令和 7 年度は、各監査等を次の方針により実施することとし、具体的な内容については、別途、各監査等の実施計画において定める。

- (1) 財務監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）

ア 定期監査

市が執行する財務に関する事務及び事業等について、法令等に従って適正に行われているかという観点のもとより、経済性、効率性かつ有効性の視点にも留意するとともに、内部統制の整備状況及び運用状況を考慮した上で、監査等の対象に係るリスクを識別し、想定されるリスクの重要性に応じて監査を実施する。

監査対象部局については、1 年間で全対象部局を一巡する配分により

実施する。ただし、学校については抽出により実施する。また、原則、各対象部局に対し過去の監査結果等を基にリスクに着目したテーマ（重要リスク項目）を選定し、その一連の執行事務について深く掘り下げて監査を実施する。

イ 工事監査

市が発注した工事を安全かつ適正にしゅん工するため、市の監理が適切に行われ、また施工業者が契約どおりに適切に工事を遂行しているかを主眼として監査を実施する。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

市の執行する事務の適正性に加え、経済性、効率性かつ有効性を主眼として、定期監査と併せて実施する。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

財政援助団体等における出納その他の事務について監査を実施する。併せて所管部局の当該団体に対する財政的援助等に関する事務についても監査を実施する。なお、対象団体については、下記の対象から2団体を選定する。

ア 財政援助団体

市が補助金等の財政的援助を行っている団体については、当該財政的援助に係る事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って適正に行われているかを主眼として監査を実施する。

イ 出資団体

市が出資している団体については、事業運営に係る事務の執行が適正に行われているかを主眼として監査を実施する。

ウ 公の施設の指定管理者

市が公の施設の管理を行わせている団体については、施設の管理に係る事務の執行が適正に行われているかを主眼として監査を実施する。

(4) 決算審査及び基金運用状況審査（地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項）

ア 一般会計・特別会計及び公営企業会計決算

市長から審査に付される令和6年度の決算書その他の書類について、法令に則り作成されているか、その計数は正確であるかを確認するとともに、予算執行、財産管理の状況及び経営成績、財政状態等について審査を実施する。

イ 基金運用状況

市長から審査に付される令和6年度の基金運用状況報告書について、計数は正確であるかを確認するとともに、基金の運用がその設置目的に従って、適正かつ効率的に行われているか等について審査を実施する。

(5) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3

条第1項及び第22条第1項)

市長から審査に付される令和6年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に則り作成されているか、その計数が適正に算定されているか等について審査を実施する。

(6) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者並びに病院事業、水道事業、下水道事業の各管理者等が管理する現金の出納について、計数が正確であるかを確認するとともに、現金の出納事務が適正に行われているか等について検査を実施する。

3 各監査等の実施時期

別紙、令和7年度定期監査等年間計画表のとおり。

4 その他

本計画に定める各監査等のほか、監査等を実施する必要性が生じた場合は、別途、実施計画を定め実施するものとする。

別紙

＜令和 7 年度 定期監査等年間計画表＞

区分 月	定 期 監 査		例月現金出納検査		そ の 他	
令和7年						
4月	18(金) 生涯学習部 23(水) 小・中学校 24(木) 学校教育部 監査委員事務局		24(木) 2月分			
5月	27(火) 建設部・水道部 28(水) 病院		15(木) 3月分		27(火) 財政援助団体等監査	
6月						
7月			9(水) 4月分(新・旧) 17(木) 5月分(新・旧)		17(木) 企業会計決算審査	
8月			7(木) 6月分 27(水) 7月分		7(木) ・一般会計等決算審査 ・健全化判断比率等 審査及び資金不足比 率審査	
9月						
10月	3(金) 総務部 選挙管理委員会事務局 7(火) 総合政策部 会計課 市議会事務局 10(金) 財務部		15(水) 8月分			
11月	18(火) 市民部 19(水) 環境部 26(水) 経済振興部 文化スポーツ部 農業委員会事務局		5(水) 9月分 26(水) 10月分			
12月						
令和8年						
1月	28(水) 街づくり部 都市再生部 29(木) 消防局		15(木) 11月分		15(木) 工事監査	
2月	17(火) 健康医療部 子ども部 18(水) 福祉長寿部		4(水) 12月分 26(木) 1月分			
3月						